

第 57 号議案

滋賀県教育委員会の事務部局の職員のうち指導主事の数を決める
規則の一部改正について

滋賀県教育委員会の事務部局の職員のうち指導主事の数を決める規則（昭和
49 年滋賀県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会の事務部局の職員のうち指導主事の数を決める規則の一部
を改正する規則

第 2 条第 1 号中「16 人」を「15 人」に改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

「滋賀県教育委員会の事務部局の職員のうち指導主事の数を定める
規則」の一部改正について

1 改正の理由および内容

「滋賀県教育委員会の事務部局の職員のうち指導主事の数を定める規則」第2条第1号に定める指導主事の人数については、例年、文部科学省通知「国庫負担による充て指導主事の数の予定について」で通知される指導主事の人数のとおり改正していることから、令和5年度の予定数である、「15人」に改正を行うもの。

2 施行日

令和5年4月1日

滋賀県教育委員会の事務部局の職員のうち指導主事の数を定める規則新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>第2条 前条の指導主事の数、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校および中学校の教員をもつて充てる指導主事 <u>16人</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>第2条 前条の指導主事の数、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校および中学校の教員をもつて充てる指導主事 <u>15人</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>付則 省略</p>